

介護保険料を年金から差し引かれていた皆さんへ

介護保険料を年金から差し引かれていた方(特別徴収)には、3月中旬に「介護保険料特別徴収開始通知書(仮徴収)」を郵送します。

○介護保険料の納入について

介護保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、8月中旬に保険料額が決定するまでは、前年度2月の年金からの差し引き額と同じ額を「仮徴収」として納めていただきます。(4月から特別徴収が開始される方は、前年度所得を基に決まります)。その後、年間の保険料額確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を「本徴収」として納めていただくことになります。

なお、収入の変動等で仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合には、1回の年金から差し引かれる額が年間を通じて均等になるよう調整(平準化)させていただくことがあります。平準化を行う場合でも、介護保険料の年額は変わりません。

<介護保険料の納入例 介護保険料年額67,200円(第5段階)の方の場合>

(単位:円)

	仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	2月	4月	6月	10月	12月	2月	
平準化前	7,700	7,700	7,700	14,700	14,700	14,700	67,200
平準化後	7,700	7,700	11,900	11,900	11,900	11,900	67,200

↑ 2月と同額      ↑ 変更額      ↑ 年間保険料から仮徴収分を差し引いた額

<「介護保険料 特別徴収開始通知書(仮徴収)」の見方>

年度 介護保険料 特別徴収開始通知書 (仮徴収)

年度 介護保険料 特別徴収仮徴収額算定の基礎

通知書番号: [ ] 住所コード: [ ]

被保険者氏名: [ ] 性別: [ ]

生年月日: [ ]

特別徴収開始年月: [ ]

年度 介護保険料 特別徴収額

10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月

4月より年金から差し引かせていただく額

※これは、保険料をお知らせする通知であり、

「川根本町健康づくり食生活推進協議会」会員を募集します

健康づくり食生活推進協議会(通称「食推協」)は全国にあるボランティア団体で、川根本町では31名の会員が活動しています(令和元年度)。「食から町を健康にすること」を目的として、保育園や小学校で子どもたちと一緒に料理をしたり、各地区で栄養講習会を行っています。食・健康に関する研修会も実施しており、自分や家族が健康であるための知識も学べます。参加資格、年齢制限等はありません。興味のある方は事務局又はお知り合いの食推協会員まで、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ…食推協事務局(健康福祉課) ☎(56)2224

※注意事項  
入会される方は、年会費として二千円を納めていただきます(研修会の材料費等に使用します)。その他、エプロン等を購入していただきます。



小学生と一緒に料理、一緒に試食



「噛む」がテーマの研修会でのメニュー



全てにみそを使ったメニューです



保育園でそば打ちのお手伝い



中学校で郷土料理「いのこもち」作り

健康福祉課 健康づくり室 ☎(56)2224

高齢者福祉課 長寿介護室 ☎(56)2234